

令和9年度長崎県公立学校
教員採用選考第1次試験問題

教科・科目

養護教諭

| | | | |
|------|--|----|--|
| 受験番号 | | 氏名 | |
|------|--|----|--|

実施日 令和8年5月10日（日）

| |
|------|
| 養護教諭 |
|------|

※ 解答はすべて解答用紙の該当欄に記入すること。

| | |
|---|--|
| 1 | 次の(A)～(D)の文は、法令の一部を抜粋したものである。以下の各問いに答えよ。 |
|---|--|

(A) 法第十三条第一項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 身長及び体重
- 二 (①)
- 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態
- 四 視力及び聴力
- 五 眼の疾病及び異常の有無
- 六 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 八 (②)の有無
- 九 心臓の疾病及び異常の有無
- 十 尿
- 十一 その他の疾病及び異常の有無

(B) 児童生徒等の健康診断票は、(③)年間保存しなければならない。ただし、第二項の規定により送付を受けた児童又は生徒の健康診断票は、当該健康診断票に係る児童又は生徒が進学前の学校を卒業した日から(③)年間とする。

(C) 学校においては、法第十三条第一項の健康診断を行つたときは、(④)日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあつては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者に、学生にあつては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第十四条の措置をとらなければならない。

(D) 法第十三条第二項の健康診断は、次に掲げるような場合で必要があるときに、必要な検査の項目について行うものとする。

- 一 (⑤)又は食中毒の発生したとき。
- 二 風水害等により(⑤)の発生のおそれのあるとき。
- 三 夏季における休業日の直前又は直後
- 四 (②)、寄生虫病その他の疾病の有無について検査を行う必要のあるとき。
- 五 卒業のとき。

問1 文中の(①)～(⑤)に当てはまる語句や数字を答えよ。ただし、同一番号には同一語句が入る。

問2 (A)～(D)の条文が記されている法令名を語群から1つ選び、記号で答えよ。

語群

| | | |
|------------|----------------|---------------|
| ア. 学校教育法 | イ. 学校教育法施行規則 | ウ. 学校教育法施行令 |
| エ. 学校保健安全法 | オ. 学校保健安全法施行規則 | カ. 学校保健安全法施行令 |

2

児童生徒等の健康診断について、以下の各問いに答えよ。

問1 次の文は、「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂」(公益財団法人 日本学校保健会)に示されている聴力検査の方法及び健康診断票(一般)記入上の注意に関する記述である。文中の(①)～(④)に当てはまる語句を語群から1つずつ選び、記号で答えよ。ただし、同一番号には同一語句が入る。

- 1 選別聴力検査は聞こえのよい耳から始めるが、どちらがよく聞こえるか分からないときは(①)から始める。
- 2 受話器を被検査者の耳に密着させる。
- 3 まず(②)の音を聞かせ、聞こえるかどうか応答させる。応答が不明瞭なときには断続音を用いて音を切ったり、出したりして応答を求める。明確な応答が得られたら(③)の音を聞かせ応答を確かめる。応答は応答ボタンを押すか手を挙げるなどの合図で行わせる。

(②)又は(③)の音を聴取できない者については、(④)を記入する。
 なお、上記の者について、さらに聴力レベルを検査したときは、併せてその聴力レベルデシベルを記入する。

語群

| | | | | |
|----------------|----------------|----------------|-------|-------|
| ア. 1,000Hz20dB | イ. 1,000Hz25dB | ウ. 1,000Hz30dB | エ. 左耳 | オ. 右耳 |
| カ. 4,000Hz20dB | キ. 4,000Hz25dB | ク. 4,000Hz30dB | ケ. ○印 | コ. ×印 |

問2 次の文は、「学校健康診断実施上の留意点」(令和6年9月 日本医師会・文部科学省)に示されている学校健康診断実施上の留意点に関する記述である。文中の(A)に当てはまる語句を答えよ。

・検査・診察の内容や方法、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応などについて、学校の責任において、事前に児童生徒等及び(A)の理解を得ること
 その際、正確な検査・診察の重要性についても説明を行うこと

問3 次の文は、「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備の考え方について」(令和6年1月 文部科学省)に示されている検査・診察における対応の具体的な取組例に関する記述である。文中の(①)～(③)に当てはまる語句を答えよ。

・検査・診察時には、児童生徒等の身体が周囲から見えないよう、囲いやカーテン等により、(①)の検査・診察スペースを用意する。
 ・女子児童生徒等の検査・診察に立ち会う教職員は女性となるよう、教職員の役割分担を調整する((②)を除き、原則、児童生徒等と同性の教職員が立ち会う)。
 ・検査・診察の会場(保健室や体育館、特別教室等)内では、(③)を最小限にした上で、他の児童生徒等に結果等が知られたりすることがないように注意する。

3 学校環境衛生等について、以下の各問いに答えよ。

問1 次の図は、「学校環境衛生管理マニュアル『学校環境衛生基準』の理論と実践[平成30年度改訂版]」(文部科学省)に示されている学校環境衛生活動の概略である。図中の(①)～(③)に当てはまる語句を答えよ。ただし、同一番号には同一語句が入る。

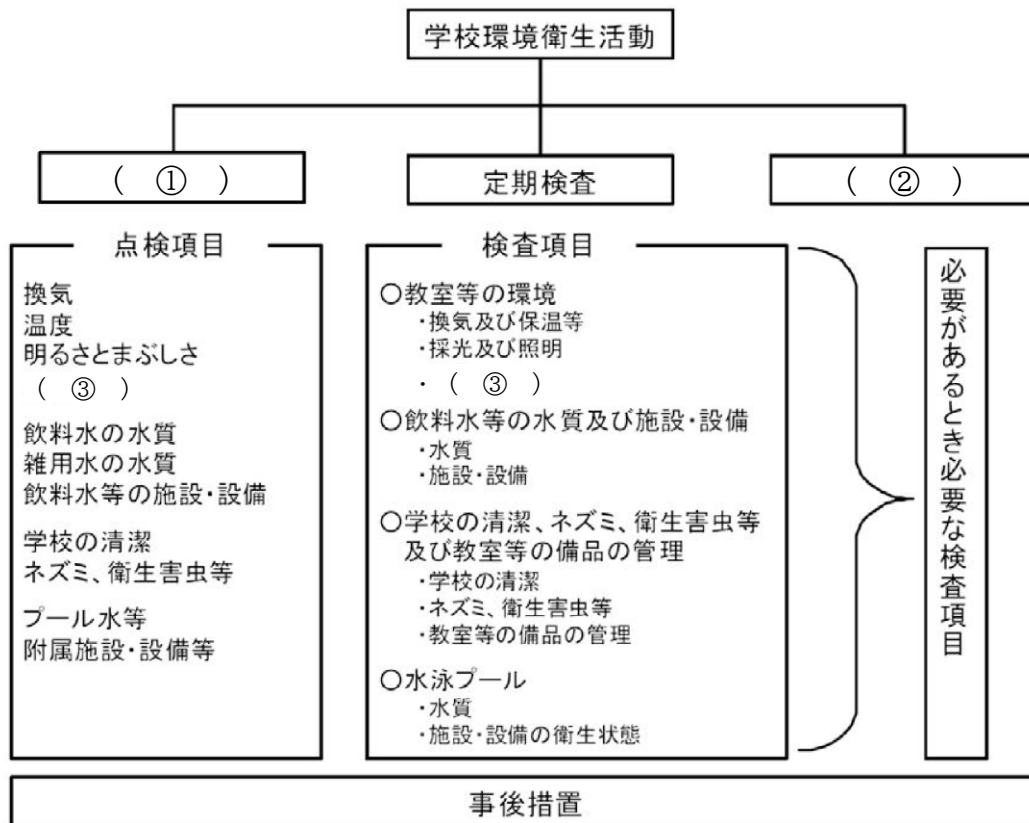


図 学校環境衛生活動の概略

問2 次の表は、教室等の環境に係る学校環境衛生基準の一部を抜粋したものである。表中の(①)～(③)に当てはまる語句や数字を答えよ。

| 検査項目 | | 基準 |
|---------|-----------|---|
| 換気及び保温等 | (1) 換気 | 換気の基準として、二酸化炭素は、(①) ppm 以下であることが望ましい。 |
| | (2) 温度 | 17℃以上、28℃以下であることが望ましい。 |
| | (3) 相対湿度 | 30%以上、(②) %以下であることが望ましい。 |
| | (4) 浮遊粉じん | 0.10mg/m ³ 以下であること。 |
| | (5) 気流 | 0.5m/秒以下であることが望ましい。 |
| | (6) (③) | 10ppm 以下であること。 |
| | (7) 二酸化窒素 | 0.06ppm 以下であることが望ましい。 |

4

救急処置について、以下の各問いに答えよ。

問1 次の表は、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（令和3年5月 環境省・文部科学省）に示されている暑さ指数に応じた注意事項等である。表中の（①）～（④）に当てはまる語句や数字を答えよ。ただし、同一番号には同一語句が入る。

| 暑さ指数 （ A ） | 湿球 温度 | 乾球 温度 | 注意す べき活動の 目安 | 日常生活におけ る注意事項 | 熱中症予防運動指針 |
|---------------|----------|-----------|-----------------------------------|--|---|
| （ ① ） ℃以上 | 27℃以上 | 35℃ 以上 | すべての 生活活動 でおこる 危険性 | 外出はなるべく 避け、涼しい室 内に移動する。 | 運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合は中止すべき。 |
| 28～ （ ① ）℃ | 24～27℃ | 31～35℃ | | 外出時は （ ② ）を避 け、室内では室 温の上昇に注意 する。 | （ ③ ）（激しい運動は中止） 熱中症の危険性が高いので、激しい 運動や持久走など体温が上昇しや すい運動は避ける。10～20 分おき に休憩をとり水分・塩分の補給を行 う。暑さに弱い人は運動を軽減また は中止 |
| 25～28℃ | 21～24℃ | 28～31℃ | 中等度以 上の生活 活動でお こる危険 性 | 運動や激しい作 業をする際は定 期的に十分に休 息を取り入れ る。 | 警戒（積極的に休憩） 熱中症の危険度が増すので積極的 に休憩を取り適宜、水分・塩分を補 給する。激しい運動では （ ④ ）おきくらいに休憩をとる |
| 21～25℃ | 18～21℃ | 24～28℃ | 強い生活 活動でお こる危険 性 | 一般に危険性は 少ないが激しい 運動や重労働時 には発生する危 険性がある。 | 注意（積極的に水分補給） 熱中症による死亡事故が発生する 可能性がある。熱中症の兆候に注意 するとともに、運動の合間に積極的 に水分・塩分を補給する。 |

問2 表中の（ A ）に当てはまる語句をアルファベット4文字で答えよ。

問3 次の各文は、「スポーツ事故防止ハンドブック（解説編）」（独立行政法人 日本スポーツ振興センター）に示されている救急処置に関する記述である。文中の（①）～（③）に当てはまる語句を答えよ。

- （1） 水の事故（溺水）では、（ ① ）と人工呼吸を優先する。
- （2） 子供が重い症状の食物依存性運動誘発アナフィラキシーを起こした場合は、子供の太腿に（ ② ）を打つ。
- （3） 歯が完全脱臼した場合は、歯根を持たずに、急いで保存液か（ ③ ）に入れて保存する。

5 感染症について、以下の各問いに答えよ。

問1 次の文は、「学校において予防すべき感染症の解説〈令和5年度改訂〉」（公益財団法人 日本学校保健会）に示されている麻しんの予防法・ワクチンに関する記述である。文中の（①）～（④）に当てはまる語句や数字を答えよ。ただし、同一番号には同一語句が入る。

原則、麻しん風しん混合（MR）生ワクチンを用いて、（①）歳時に第1期の定期接種、小学校入学前1年間（（②）歳になる年度）に第2期の定期接種（平成18（2006）年度から2回接種）。初回接種後7～10日頃に約20%で発熱、約10%で発しんがみられることがある。麻しん含有ワクチンの副反応としての急性脳炎の発症は自然感染より低く、100万回接種に1人以下とされる。

（③）するため、学校等の集団の場合では、1名が発症した場合、速やかに発症者周辺の児童生徒、教職員等の予防接種歴・罹患歴を確認し、迅速に感染拡大防止策をとる。未接種あるいは1回接種、接種歴不明の場合、患者との接触後、（④）時間以内であればワクチンにて発症の阻止、あるいは症状の軽減が期待できる。（④）時間以上過ぎていた場合であっても、感染を免れている可能性が否定できない場合は、緊急ワクチン接種を考慮する。ワクチン接種不相当者の場合は、6日以内であれば免疫グロブリン製剤の投与にて症状の軽減が期待できるが、血液製剤であることに考慮する必要がある。

問2 次の文は、「学校における麻しん対策ガイドライン 第二版」（国立感染症研究所感染症疫学センター）に示されている麻しん発生時の対応に関する記述である。文中の（①）～（③）に当てはまる語句を答えよ。ただし、同一番号には同一語句が入る。

（①）は、麻しんを発症した者に対して学校保健安全法に基づく出席停止（解熱後3日を経過するまで）の措置をとるとともに、患者以外で発熱等の症状があり麻しんが疑われる者についても、必要に応じて（②）や保健所等と相談し、学校保健安全法による出席停止とすることができる。

（中略）

また、学校の閉鎖については、（③）が必要な情報に基づき、（①）及び（②）や保健所等と協議し決定する。

問3 次の表は、学校において予防すべき感染症のうち、第二種の感染症に関する出席停止の登校（登園）基準を示したものである。表中の（①）～（③）に当てはまる感染症名を答えよ。

| | |
|-----|-----------------------------------|
| （①） | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。 |
| （②） | 主要症状が消退した後2日を経過するまで。 |
| （③） | 全ての発しんが ^か 痂皮化するまで。 |

6

次の文は、「保健室経営計画作成の手引 平成 26 年度改訂」（公益財団法人 日本学校保健会）に示されている保健室経営計画に関する記述である。以下の各問いに答えよ。

中教審答申（H20.1）では、学校保健関係者の役割の明確化、校内外の組織体制づくりの二点に焦点を当て、具体的な提言がなされた。その中で子供の健康づくりを効果的に推進するために、学校保健活動の（①）的役割を果たしている保健室の経営の充実を図ることが求められた。保健室経営計画については、「保健室経営計画とは、当該学校の教育目標及び（A）などを受け、その（B）を図るために、保健室の経営において達成されるべき目標を立て、計画的・（②）的に運営するために作成される計画である」と述べている。

学校教育の基盤となる児童生徒の健康や安全を確保するには、（③）が相互に連携していくことが重要である。そのためには、（④）の保健室経営計画を立て児童生徒の心身の健康づくりを効果的に進めていくことが必要である。

問1 文中の（①）～（④）に当てはまる語句を語群から1つずつ選び、記号で答えよ。

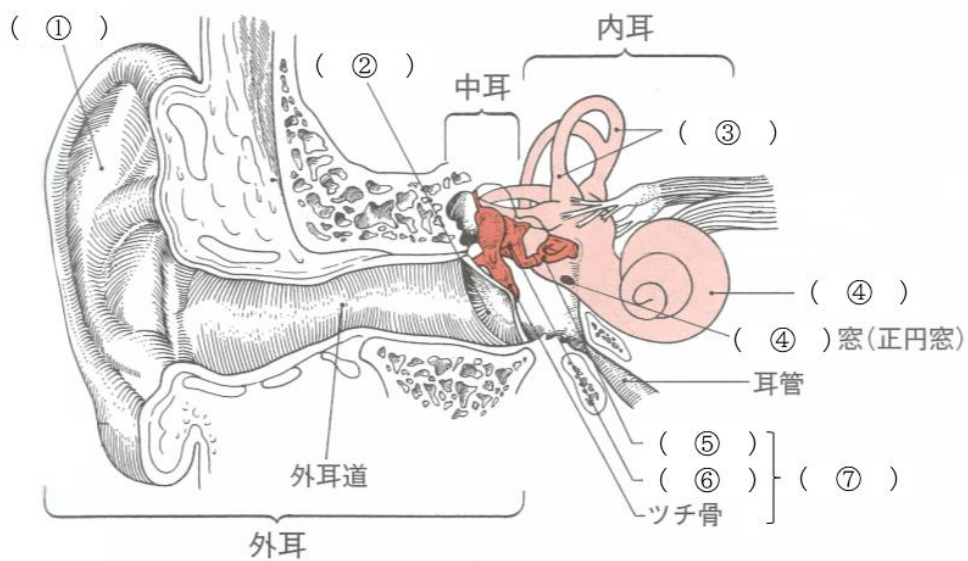
語群

| | | | |
|----------|--------------|---------|-------|
| ア. 課題解決型 | イ. 管理職と養護教諭 | ウ. 主体 | エ. 組織 |
| オ. 課題探究型 | カ. 学級担任と養護教諭 | キ. 中核 | ク. 総合 |
| ケ. サポーター | コ. 全職員 | サ. センター | |

問2 文中の（A）、（B）に当てはまる語句を答えよ。

7

次の図は、耳の構造を示したものである。図中の (①) ~ (⑦) に当てはまる語句を答えよ。ただし、同一番号には同一語句が入る。



8

薬物乱用防止教育について、以下の各問いに答えよ。

問1 次の図は、「薬物乱用防止教室マニュアル 令和5年度改訂」(公益財団法人 日本学校保健会)に示されている薬物乱用・薬物依存・薬物中毒の関係である。図中の(①)～(③)に当てはまる語句を答えよ。

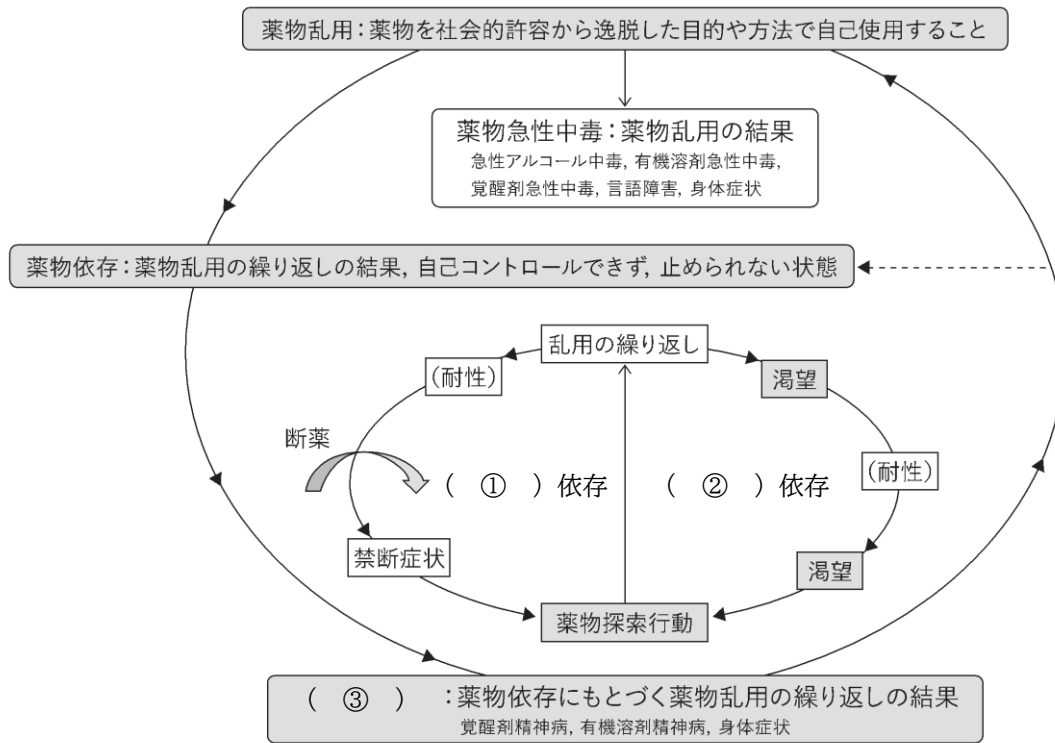


図 薬物乱用・薬物依存・薬物中毒の関係

問2 薬物乱用防止について、正しいものには○を、誤っているものには×を記入せよ。

- (1) 薬物乱用の「薬物」とは、法でその使用自体が規制されている麻薬や覚醒剤、大麻のことのみをいう。
- (2) 薬物乱用は、回数の問題ではなく、1回でも乱用である。
- (3) 薬物乱用防止では、一次予防が最も本質的な予防策であり、薬物療法と社会環境の改善がその具体的な手段となる。

9

次の文は、「保健主事のための実務ハンドブックー令和2年度改訂ー」（公益財団法人 日本学校保健会）に示されている学校保健委員会に関する記述である。以下の各問いに答えよ。

学校保健委員会は、学校における健康の問題を研究協議し、(①) を推進する組織です。

(中略)

学校保健委員会については、昭和33年の学校保健法等の施行に伴う文部省の通知において、(A) に規定すべき事項として位置付けられ、その後の各答申等においても設置の促進と運営の強化について提言されてきました。しかし、計画的かつ積極的に開催し、(②) の解決に役立てている学校がある一方で、学校保健委員会が設置されていない学校、設置されていてもほとんど開催されていない学校もあります。

(中略)

学校保健委員会が、学校保健活動の中心として機能するだけでなく、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な保健活動につながるよう、その(③) を図っていくことが大切です。そのためには、(B) が人、設備・用具、経費、(④) などの各要素を調達・活用し、(⑤)、(⑥) を発揮することが期待されます。

問1 文中の(①)～(⑥)に当てはまる語句を語群から1つずつ選び、記号で答えよ。(⑤、⑥は順不同可)

語群

| | | | |
|---------|----------|------------|--------|
| ア. 学力問題 | イ. 健康課題 | ウ. 学校安全の課題 | エ. 企画力 |
| オ. サポート | カ. 教育課程 | キ. 情報 | ク. 競争力 |
| ケ. 体制化 | コ. 安全管理 | サ. 忍耐力 | シ. 体力 |
| ス. 合理化 | セ. 健康づくり | ソ. リーダーシップ | タ. 受動性 |
| チ. 活性化 | ツ. 学力向上 | | |

問2 文中の(A)、(B)に当てはまる語句を答えよ。

| | | | | |
|----------|----------|--|----|--|
| 養護 教諭 | 受験 番号 | | 氏名 | |
|----------|----------|--|----|--|

令和9年度長崎県公立学校教員採用選考試験解答用紙

1 11点 (問1 各2点、問2 1点)

| | | | | |
|----|---|-------|---|----------|
| 問1 | ① | 栄養状態 | ② | 結核 |
| | ③ | 五 (5) | ④ | 二十一 (21) |
| | ⑤ | 感染症 | | |
| 問2 | | 才 | | |

2 12点 (問1 各1点、問2 2点、問3 各2点)

| | | | | |
|----|---|------|---|------|
| 問1 | ① | 才 | ② | ウ |
| | ③ | キ | ④ | ケ |
| 問2 | | 保護者 | | |
| 問3 | ① | 個別 | ② | 養護教諭 |
| | ③ | 待機人数 | | |

| | | | | |
|----------|----------|--|----|--|
| 養護 教諭 | 受験 番号 | | 氏名 | |
|----------|----------|--|----|--|

令和9年度長崎県公立学校教員採用選考試験解答用紙

3 12点 (問1 各2点、問2 各2点)

| | | | | |
|----|---|-------|---|------|
| 問1 | ① | 日常点検 | ② | 臨時検査 |
| | ③ | 騒音 | | |
| 問2 | ① | 1500 | ② | 80 |
| | ③ | 一酸化炭素 | | |

4 16点 (問1 各2点、問2 2点、問3 各2点)

| | | | | |
|----|---|------|---|--|
| 問1 | ① | 31 | ② | 炎天下 |
| | ③ | 厳重警戒 | ④ | 30分 |
| 問2 | | WBGT | | |
| 問3 | ① | 気道確保 | ② | エピペン (「アドレナリン自己注射薬」「エ ピネフリン自己注射薬」も可) |
| | ③ | 牛乳 | | |

| | | | | |
|----------|----------|--|----|--|
| 養護 教諭 | 受験 番号 | | 氏名 | |
|----------|----------|--|----|--|

令和9年度長崎県公立学校教員採用選考試験解答用紙

5 17点 (問1 各2点、問2 各2点、問3 各1点)

| | | | | |
|----|---|--------------------|---|-------|
| 問1 | ① | 1 | ② | 6 |
| | ③ | 空気感染 | ④ | 72 |
| 問2 | ① | 校長 | ② | 学校医 |
| | ③ | 学校の設置者 | | |
| 問3 | ① | 新型コロナウイルス感染症 | ② | 咽頭結膜熱 |
| | ③ | 水痘 (「みずぼうそう」も可) | | |

6 8点 (問1 各1点、問2 各2点)

| | | | | |
|----|---|--------|---|-----|
| 問1 | ① | サ | ② | エ |
| | ③ | コ | ④ | ア |
| 問2 | A | 学校保健目標 | B | 具現化 |

| | | | | |
|----------|----------|--|----|--|
| 養護 教諭 | 受験 番号 | | 氏名 | |
|----------|----------|--|----|--|

令和9年度長崎県公立学校教員採用選考試験解答用紙

7 7点 (各1点)

| | | | |
|---|-------------------|---|------|
| ① | 耳介 | ② | 鼓膜 |
| ③ | 半規管 (「三半規管」も可) | ④ | 蝸牛 |
| ⑤ | アブミ骨 | ⑥ | キヌタ骨 |
| ⑦ | 耳小骨 | | |

8 7点 (問1①② 各1点、問1③ 2点、問2 各1点)

| | | | | |
|----|-----|--------|-----|----|
| 問1 | ① | 身体 | ② | 精神 |
| | ③ | 薬物慢性中毒 | | |
| 問2 | (1) | × | (2) | ○ |
| | (3) | × | | |

| | | | | |
|----------|----------|--|----|--|
| 養護 教諭 | 受験 番号 | | 氏名 | |
|----------|----------|--|----|--|

令和9年度長崎県公立学校教員採用選考試験解答用紙

9

10点(問1 各1点、問2 各2点) ※問1⑤、⑥は、順不同

| | | | | |
|----|---|--------|---|------|
| 問1 | ① | セ | ② | イ |
| | ③ | チ | ④ | キ |
| | ⑤ | エ | ⑥ | ソ |
| 問2 | A | 学校保健計画 | B | 保健主事 |